

令和4年1月11日より戸籍の附票が変わります。

- (1) 構成員毎に生年月日と性別が記載されるようになります。
 ただし、令和4年1月11日より前に、基となる戸籍において除籍になっている方は記載されません。※生年月日と性別の記載省略はできません。
- (2) 「本籍・筆頭者」の記載が原則省略になり、記載の有・無を選べるようになります。
 ※記載有を選択いただくとこれまでの様式に近いものになります。
- (3) 在外選挙人名簿に登録がある方の登録に関する記載が原則省略になり、記載の有・無を選べるようになります。
 ※在外選挙人名簿に登録をしたことがない方はこの記載はありません。
 ※記載有を選択いただくとこれまでの様式に近いものになります。
 帳票のイメージについては下図をご確認ください。

(1) 通常の場合		附票全部事項証明
本氏	籍名	** 省略 ** 【氏】 犬山
編製日		平成14年4月4日
附票に記載されている者		【名】 太郎 【生年月日】 昭和56年7月8日 【性別】 男 【住所】 アメリカ合衆国 【住定日】 令和2年3月4日 【住所】 犬山市大字犬山字愛宕1-2番地1 【住定日】 平成14年4月4日
在外選挙人登録		** 省略 **
		以下余白

本籍は省略され、筆頭者の氏のみが記載されます。

生年月日と性別が記載されます。

在外選挙人名簿に登録をしたことがない方はこの記載はありません。

(2) 本籍・筆頭者の記載「有」を選択した場合		附票全部事項証明
本氏	籍名	愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山 太郎
編製日		平成14年4月4日
附票に記載されている者		【名】 太郎 【生年月日】 昭和56年7月8日 【性別】 男 【住所】 愛知県犬山市字柞下33番地18 【住定日】 令和2年3月4日 【住所】 犬山市大字犬山字愛宕1-2番地1 【住定日】 平成14年4月4日
		以下余白

本籍・筆頭者氏名を記載することができます。

(3) 在外選挙人名簿登録の記載「有」を選択した場合		附票全部事項証明
本氏	籍名	** 省略 ** 【氏】 犬山
編製日		平成14年4月4日
附票に記載されている者		【名】 太郎 【生年月日】 昭和56年7月8日 【性別】 男 【住所】 アメリカ合衆国 【住定日】 令和2年3月4日 【住所】 犬山市大字犬山字愛宕1-2番地1 【住定日】 平成14年4月4日
在外選挙人登録		【登録地】 愛知県犬山市 【登録日】 令和3年4月5日
		以下余白

在外選挙人名簿に登録がある方は登録地と登録日を記載することができます。

参考 変更前の戸籍附票の様式について		附票全部事項証明
本氏	籍名	愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山 太郎
編製日		平成14年4月4日
附票に記載されている者		【名】 太郎 【住所】 アメリカ合衆国 【住定日】 令和2年3月4日 【住所】 犬山市大字犬山字愛宕1-2番地1 【住定日】 平成14年4月4日
在外選挙人登録		【登録地】 愛知県犬山市 【登録日】 令和3年4月5日
		以下余白

本籍・筆頭者は必ず記載されています。

在外選挙人名簿に登録ある方は必ず記載されています。

1 戸籍の附票とは

本籍地の市町村において戸籍の原本と一緒に保管している書類で、対象の戸籍が作られてから（または対象の戸籍に入籍してから）現在に至るまで（または対象の戸籍から除外されるまで）の住所が記録されています。

2 筆頭者とは

戸籍の一番最初に記載されている人のことです。現在の戸籍の附票の様式では本籍の下に記載されます。筆頭者の方が亡くなられても、戸籍の筆頭者は変わりません。

3 在外選挙人名簿について

在外選挙人名簿への登録については、申請が必要ですので、海外在住者のすべての方が対象となるわけではありません。